

表 BAFAによるガイダンス(抜粋、抄訳・仮訳)

リスク分析
注意義務の履行で重要なのは、自社のサプライチェーンにおける人権・環境関連のリスクに対する透明性と知見。ゆえにLkSG適用企業は、リスクベース・アプローチ(注)を採用すると同時に、リスク分析の適切な実施にはサプライヤーからどのような情報を取得する必要があるか、検討するべきである。
LkSG適用企業
・サプライヤーにデータの提出を求める場合には、その都度、当該データを必要とする理由や使途を説明するべきである。
・提出を求めたデータの保護を保証しなければならない。例えば秘密保持協定の締結など。
・LkSG適用企業はリスク分析に使用する自社のリソース、情報、ツールをサプライヤーにも利用を許可するべきである。
サプライヤー
・理由の説明なく自社が保持するデータの提出を求められた場合には、理由の説明を求め、適切な理由が示されてからデータを提供するべきである。
・データ提供先で自社のデータが保護されているかに注意するべきである。
一般的事項
・LkSG適用企業とサプライヤーは、LkSG適用企業が特定したリスクについて共通認識を持つべきであり、この認識をさらなる協力における基礎とするべきである。
予防措置
LkSG適用企業はサプライヤーに予防措置への協力を約束させるための協定や契約変更へのサインを要求する前に、どのような根拠に基づいて何を要求するのか、リスクベース・アプローチの文脈から考えた場合に協定が目的の達成や適切性に問題がないかなどを検討するべきである。その際に、例えばLkSGは自社とサプライチェーンにおけるサプライヤーとの間に債権債務関係を発生させるものではないことに注意しなければならない。またLkSG適用企業は、予防措置に関連する管理措置や研修を自社の責任において実施することを、サプライヤーに対して契約上保証するべきである。
LkSG適用企業
・LkSGを考慮して、サプライヤーに予防措置実施への協力を契約上約束するよう依頼する場合には、LkSG適用企業は自社のリスク分析とそれにより特定し優先順位付けしたリスクと関連付けて説明するとともに、人権戦略に関する方針書を渡すべきである。
・LkSG適用企業はサプライヤーに対して、どのようにすれば、予防措置実施に関してのサプライヤーの契約上の約束を果たすことができるか、具体的に示さなければならない。LkSG適用企業が自社のリソースを用いて、サプライヤーが契約上の約束を果たせるよう支援することも、具体的に示さなければならない。
・サプライヤーが予防措置の実施に協力的でないことだけを理由に、当該サプライヤーとの取り引きを終了するべきではない。
・サプライヤーに協力してもらえなかったために予防措置の実施が失敗した場合には、LkSG適用企業はBAFAに事情を説明することができる。
サプライヤー
・LkSGを理由に予防措置の実施に関して契約条項の追加や契約上の保証を義務付けられた場合には、必要に応じて法律的な助言を求めるべきである。
・自社のサプライヤー(LkSG適用企業にとっては間接サプライヤー)に関して予防措置を実施する際には、LkSG適用企業と自社で協力することに合理性があるか、検討するべきである。
是正措置
LkSG違反により保護されるべき法的地位を侵害した場合の是正措置の費用は、LkSG適用企業とサプライヤーの間で適切に分担されるべきである。是正措置の費用をどのように分担するかは提案はLkSG適用企業の責任であり、BAFAが費用の分担の決定理由について尋ねた場合にはその理由を説明する。
LkSG適用企業
・是正措置に参加する企業が、いかなる財政的、技術的、人的リソースを利用できるようにするか、検討する。
・是正措置に参加する企業が、侵害の直接的な原因に対してどれほど影響があったのか、検討する。
・是正措置に参加する企業それぞれの責任割合を検討する
サプライヤー
・是正措置の成功のために、自社がどのようなリソースを利用可能なのか検討する。
・侵害に対して自社がどの程度責任があるか(責任がある可能性があるか)算定する。
苦情処理手続き
LkSG適用企業が気を付けるべきことは、苦情処理手続き実施に関連して情報提供を求めるという利益と、サプライヤーが自社のサプライヤーとLkSG適用企業が直接接触することを制限したいという正当な利益が衝突する可能性があるということである。
LkSG適用企業
・LkSG適用企業は効果的な苦情処理手続きの実施、または適切な外部の苦情処理手続きへの出席の責任がある。
・LkSG適用企業はサプライヤーに対して、外部の苦情処理手続きや地域または産業のステークホルダーとの協議に自社と一緒に出席するといった苦情の解決策を提供する責任がある。
・苦情処理手続きは、証人になった人物の特定を防ぎ、苦情を申し立てたことによる不利益や処分からの効果的な保護を確保するよう、設計されなければならない。
サプライヤー
・情報提供を求められた際には、どのデータが本当に必要なのか、また、正当な利益とデータの提供が衝突しないかを検討するべきである。
・提供データを最小限にする原則に基づき、サプライヤーは秘密保持協定を持ち出すことができる。

(注) リスクベース・アプローチとは、自らのリスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずること。

(出所) BAFAガイダンス「サプライチェーンにおけるLkSG適用企業とサプライヤー間の協力」(3～5頁)よりジェトロが仮訳を作成